

事 務 連 絡
令和3年4月23日

各 都道府県
市 町 村 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

4月23日に緊急事態宣言が発出されたところですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」については、事業継続を要請するものとされております。

地域生活支援事業における「地域活動支援センター」や「日中一時支援」等、必要な支援等を提供する事業については、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、継続的に実施されることが重要です。

緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応については、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について」（令和3年4月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）（別紙1）が発出されたところですので、当該事務連絡も参考にしつつ、地域生活支援事業についても十分な感染防止対策を前提とした利用者に対する事業の継続的な実施など、必要な対応をいただくようお願いいたします。

また、移動支援事業の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和2年3月13日付当室事務連絡）（別紙2）によりお示したところではありますが、地域の感染状況や他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえ、引き続き地域の実情に応じ、柔軟なサービス提供に努めていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の発出に伴い、「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」（令和3年1月7日付当室事務連絡）及び「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」（令和3年1月13日付当室事務連絡）は廃止します。

事務連絡
令和3年4月23日

各 都道府県 障害保健福祉主管部(局) 御中
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

4月23日に緊急事態宣言が発出されたところですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年4月23日変更))において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者(生活支援関係事業者)」については、事業の継続を要請するものとされており、障害福祉サービス事業所等が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

そこで、障害福祉サービス等の継続等について、以下の点に十分留意した対応が取られるよう、管内事業所へ周知をお願いいたします。

本事務連絡の発出に伴い、以下の事務連絡は廃止します。

- ・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」(令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
- ・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」(令和3年1月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

記

1 感染防止対策の徹底

①事業所における感染対策について

サービスの提供に当たっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。

なお、障害福祉サービス事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等をまとめたものをHPに掲載しているのので、参考にされたい。

また、感染症対策を徹底した上で障害福祉サービス等を継続的に提供するため必要となる費用については、令和3年4月分以降の障害福祉サービス等報酬において基本報酬に上乘せしているほか、障害福祉サービス事業所等において感染者等が発生した場合には、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業を活用可能である。

その他、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、全ての障害福祉サービス事業所等に対して、一定の経過措置期間を設け、感染症発生時の業務継続計画の策定等が義務付けられている。策定支援として業務継続ガイドライン、ひな形等を作成しており、これらを活用しながら、感染者が発生した場合のサービスの継続に向けた取組が求められる。

②感染防止のための相談・支援体制について

平時より、施設の感染症対応力を向上させることが求められることから、障害福祉サービス事業所等は、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」を活用し、感染症に係る基本的な考え方や防護具の装着方法等について、施設内や法人内で意識付けや研修を行うなど対応いただきたい。

※ 各自治体においても、管内施設等の対応状況を確認し、研修の実施など必要な支援を行うこと。なお、令和3年度予算の障害者支援施設等の感染拡大防止のための相談・支援等事業では、都道府県が、障害福祉施設等からの感染防止対策に係る医学的な相談や感染症対策マニュアルに係る研修の開催等に必要な経費の補助を行っているのので、積極的に活用いただきたい。

なお、これら感染防止対策の徹底については、入所・居住系サービスや訪問系サービス事業所についても同様に対応いただきたい。

2 柔軟なサービス提供について

サービス提供に当たっては、事務連絡でお示ししてきた人員基準等の臨時的な取扱いを踏まえた柔軟な対応についても検討すること。(※1)

なお、就労系サービスについては、在宅での効果的なサービス提供が可能である場合においては、在宅勤務（テレワーク）等在宅でのサービス利用についても検討すること。(※2)

※1 一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、やむを得ず利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能であること等の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」（令和3年3月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等においてお示ししている。

なお、この取扱いにおいては、

- ・ 今般の事情に鑑み、感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業した場合であっても、休業する旨市町村へ報告した上で、利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすること
 - ・ 感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅等でのできる限りの支援の両方を適宜組み合わせる実施すること
- 等についても可能としている。

※2 就労継続支援事業等については、上記※1の取扱いに加え、令和3年度から在宅でのサービス利用に係る要件を緩和し、以下に該当する者について利用可能としている。

- ・ 在宅でのサービス利用を希望する者であって
- ・ 在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者

3 休業等する場合の留意点

都道府県等からの公衆衛生対策の観点に基づく休業要請に伴い休業する場合、又は、感染拡大防止の観点から、市町村に報告し、自主的に休業する場合やサービスの縮小を行う場合は、以下の点に留意すること。

なお、現に休業等している事業所においては、前記の「1 感染防止対策の徹底」や「2 柔軟なサービス提供について」を踏まえ、サービスの再開等についても検討されたい。

①利用者への丁寧な説明

休業等する事業所は、市町村や相談支援事業所（※）等と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

（※）利用者を担当する指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所（セルフプランにより支給決定を行った利用者においては、市町村若しくは基幹相談支援センター等）

②代替サービスの確保

利用者に対して必要な支援が提供されるよう、「2 柔軟なサービス提供について」も踏まえ、市町村、相談支援事業所を中心に、休業等している事業所からの訪問支援や他事業所による支援などの代替サービスの検討を行うなど適切なサービス提供を確保すること。

4 見守り等の必要な利用者への対応

利用者が外出を控えた場合は、利用者は居宅で長い時間を過ごすことが想定される。そのため、特に在宅の一人暮らしの障害者等や障害児の保護者などに対して見守り等の取組を実施し、継続的な状況把握を行い、適切な支援につなげることが求められる。このため、「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」（令和3年2月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）でお示ししている留意点等を参考に、障害福祉サービス事業所等、市町村及び相談支援事業所が協力して利用者世帯の居宅での生活への適切な支援にあたられたい。

5 事業所の事業継続

休業等を行う場合、事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の事業等の活用が可能であること。

①障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の活用

利用者や職員に感染者等が発生した事業所がサービスを継続して提供するために必要となる事業所の消毒・清掃や衛生・防護用品の購入、事業継続に必要な人員確保や各種手当の支給に要する費用等については、令和3年度予算の新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の活用が可能である。また、通所サービス事業所が居宅等への訪問による支援を実施する場合であって、訪問サービス事業所の職員から訪問支援について同行指導を受

ける場合に必要となる費用についても、当該事業の活用を可能としている。

加えて、感染者等が発生した事業所の利用者の受入等により、当該事業所に協力した事業所等が、協力に際し必要となる費用についても当該事業の活用を可能としている。

②緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保

障害福祉サービス事業所等で感染者が発生した場合などに、当該事業所等や当該法人のみでの対応が困難になることも想定される。

こうした緊急時に備えて、平時より応援体制を構築しておくことが求められることから、障害福祉サービス事業所等においては、当該事業所等を含む法人内で、生活支援員、事務職員等の職種に応じた人員確保策を検討すること。

また、都道府県においては、令和3年度予算の新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業も活用し、平時より関係団体と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築し、感染者等が発生した場合の人材確保策を講じるとともに、障害福祉サービス事業所等においては、当該事業所等や当該法人のみでの対応が困難になると見込まれる状況が生じた場合には、都道府県とも連携いただきたい。

③感染症対策として必要となる衛生用品等の供給について

障害福祉サービス事業所等における感染症対策として必要となる衛生用品等については、感染が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、マスク、ガウン、フェイスシールド等の防護具等を速やかに供給できるよう、国で購入し、都道府県等で備蓄を行っている。

④独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した障害福祉サービス事業所等に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っていること。

⑤雇用調整助成金の活用

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために休業や教育訓練等を実施し、労働者に休業手当等を支払った場合に支援を行う雇用調整助成金について、今般の新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を踏まえ、特例措置を講じている。

(参考：関連通知等)

【上記1関係 感染防止策の徹底】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>
- ・「障害福祉サービス等事業所向けの新型コロナウイルス感染症への対応等について」（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html
- ・障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル及び障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

【上記2関係 柔軟なサービス提供について】

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」（令和3年3月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000762330.pdf>

【上記4関係 見守り等の必要な利用者への対応】

- ・「在宅の一人暮らしをはじめとする見守り等の必要な障害者等に対する市町村が行う取組の具体的な実施について」（令和2年4月17日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625077.pdf>
- ・「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」（令和3年2月16日付厚生労働省厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000743445.pdf>

【上記5－④関係 福祉医療機構における融資制度の活用】

- ・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～」(別添)

【上記5－⑤関係 雇用調整助成金の活用】

- ・「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyu_fukin/pageL07.html

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

代表電話番号：03-5253-1111

・ **【全般について】**

担当：企画法令係

内線：3148

・ **【2 柔軟なサービス提供について】**

○生活介護、短期入所

担当：福祉サービス係

内線：3091

○就労継続支援、就労移行支援

担当：就労支援係

内線：3044

○自立訓練

担当：地域移行支援係

内線：3045

○児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

担当：障害児支援係

内線：3102

・ **【4 見守り等の必要な利用者への対応について】**

担当：相談支援係、訪問サービス係

内線：3149、3092

・ **【5 事業継続について（①・②・③関係）】**

担当：福祉サービス係

内線：3091

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件			
貸付対象 ※ご不明な場合には 末尾連絡先にご相談ください	前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合		施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設（地域密着型を除く）
償還期間 (据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。		
貸付利率	当初5年間	6,000万円まで無利子 6,000万円超の部分は0.2%	1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2%
	6年目以降	0.2%	0.2%
貸付金の限度額	なし		なし
無担保貸付	6,000万円		1億円

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【既往貸付の取扱い】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862
 ※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

事務連絡
令和2年3月13日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて

地域生活支援事業における移動支援事業については、屋外での移動が困難な障害者等に対する外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国等の要請に基づく外出の自粛や外出先の臨時休業・行事の中止などによって、利用者が外出時間を短縮することや、やむを得ず外出を自粛することなどにより、移動支援事業を利用した外出の機会が減ることが想定されます。

こうした状況において、都道府県等から寄せられたご質問について、下記のとおり回答をお示いたしますので、運用に当たりご参照いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に周知を図るようお願いいたします。

記

問 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したものと取り扱ってよろしいか。

(答)

当該地域で新型コロナウイルスの感染症が確認されており、利用者に感染するおそれがある場合等であって、他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえた上で、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えない。